

架け橋



一般社団法人
在日韓国商工会議所

— 일반사단법인 재일한국상공회의소 —

vol.
162

主要目次

- ・ 2023年新年辞
- ・ 第2回理事会・送年会開催
- ・ 大韓航空・李碩雨 日本地域本部長インタビュー
- ・ 会員企業紹介
- ・ 日本経営ウィル税理士法人 連載第2回
- ・ マーケティング的思考のすすめ Part26



Korean Chamber of Commerce & Industry in Japan



株式会社

フーズジャパン

〒525-0031

滋賀県草津市若竹町8番38号

TEL 077-567-5910

<https://www.foods-japan.co.jp/>



日韓相続

ご家族を幸せにする相続をお手伝いします



韓国にも財産があり
相続が心配



相続税は日韓で
どれくらいに
なるのだろうか



韓国の財産について
事前に対策
できないのか



韓国の財産の遺言書は
どうすればいい



相続がおきてしまって
どうすればいいかわからない
こんなことで悩んでいる方
専門家にお任せください。

相談無料

日本語・韓国語 対応可

韓国籍の方や韓国財産の相続に
お困りではありませんか？

日本経営ウィル税理士法人

☎050-5330-1313

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階 / 担当: 李 榕濟(イヨンゼ)

☒ <https://ts.nkgr.co.jp>



韓国の贈与税について

日本経営ウィル税理士法人

「在日韓国人である金（キム）さんは、お父さんから韓国にある財産の贈与を受けました。贈与税は韓国と日本でそれぞれ払わなければならないのでしょうか。贈与税の計算について教えてください。」

前回は、贈与税の日本と韓国の制度の違い、贈与財産控除、税率について説明しました。今回は贈与税の計算について説明します。

贈与税は原則的に日本も韓国も財産を貰った人（受贈者）に納税義務があります。但し、受贈者が居住者に該当するか非居住者に該当するか、贈与財産が国内財産もしくは国外財産によって課税の範囲や納税義務者も異なります。

金さんのように日本に居住する在日韓国人が韓国財産を贈与で受けた場合は、韓国では非居住者に該当しますので韓国財産に対してのみ贈与税を納める義務があります。また、日本では居住者に該当しますので全世界財産に対して贈与税を納める義務があります。つまり、金さんは日本と韓国の両国で贈与税の納税義務があります。課税の範囲の違いにより生ずる二重課税を防止するために、相続税と同じく贈与税にも外国税額控除の規定が設けられています。それでは、具体的な贈与税の計算を確認してみましょう。

1. 贈与税の計算

表1と表2は、韓国に所有する財産を毎年1億ウォ

ンずつ日本に居住する子に贈与する場合の毎年の贈与税額を計算したもの（レートは10円：100ウォンに換算）と韓国贈与税の税率表です。

まず1年目の贈与税額の計算ですが、韓国では、受贈者が韓国の非居住者に該当する場合には贈与財産控除の適用を受けることができません。従って、贈与財産価額1億ウォンに韓国贈与税の税率表の1億ウォン以下の税率10%をそのまま乗じて計算した1,000万ウォンが納付税額となります。

日本では、財産価額1,000万円から110万円の基礎控除を引いた890万円に日本贈与税の税率（1000万円以下の税率30%）を乗じ累進控除の90万円を控除して算出税額は177万円となります。177万円から外国税額控除として韓国で納付した贈与税100万円を引いて77万円を納付します。日本と韓国の納付税額の合計は177万円です。

2年目の贈与税の計算ですが、韓国では、10年間の累積課税の適用がありますので、2年目の贈与財産価額1億ウォンと1年目に贈与した財産価額1億ウォンを合算して2億ウォンに対して韓国贈与税の税率表の5億ウォン以下の税率20%を乗じ累進控除の1000万ウォンを控除して算出税額は3000万ウォンとなります。算出税額の3000万ウォンから1年目に納付した贈与税額1000万ウォンを控除して2年目は2000万ウォンを納付することになります。

これに対して日本は暦年で贈与税を計算しますので

表1 韓国と日本の贈与税の計算

年度	韓国							日本				合計
	贈与財産	合算財産	課税標準	税率	算出税額	既納税額	納付税額	課税価額	算出税額	外国税額控除	納付税額	
1年目	1億ウォン (1000万円)	—	1億ウォン (1000万円)	10%	1千万ウォン (100万円)	—	1千万ウォン (100万円)	1000万円	177万円	100万円	77万円	177万円
2年目	1億ウォン (1000万円)	1億ウォン (1000万円)	2億ウォン (2000万円)	20%	3千万ウォン (300万円)	1千万ウォン (100万円)	2千万ウォン (200万円)	1000万円	177万円	177万円	0	200万円
3年目	1億ウォン (1000万円)	2億ウォン (2000万円)	3億ウォン (3000万円)	20%	5千万ウォン (500万円)	3千万ウォン (300万円)	2千万ウォン (200万円)	1000万円	177万円	177万円	0	200万円
4年目	1億ウォン (1000万円)	3億ウォン (3000万円)	4億ウォン (4000万円)	20%	7千万ウォン (700万円)	5千万ウォン (500万円)	2千万ウォン (200万円)	1000万円	177万円	177万円	0	200万円
5年目	1億ウォン (1000万円)	4億ウォン (4000万円)	5億ウォン (5000万円)	20%	9千万ウォン (900万円)	7千万ウォン (700万円)	2千万ウォン (200万円)	1000万円	177万円	177万円	0	200万円
6年目	1億ウォン (1000万円)	5億ウォン (5000万円)	6億ウォン (6000万円)	30%	1.2億ウォン (1200万円)	9千万ウォン (900万円)	3千万ウォン (300万円)	1000万円	177万円	177万円	0	300万円
7年目	1億ウォン (1000万円)	6億ウォン (6000万円)	7億ウォン (7000万円)	30%	1.5億ウォン (1500万円)	1.2億ウォン (1200万円)	3千万ウォン (300万円)	1000万円	177万円	177万円	0	300万円

※算出税額は、累進控除後の金額

表2 韓国贈与税の税率表

韓国の贈与税率		
課税標準 (100ウォン=10円換算)	税率	累進控除
1億ウォン(1,000万円)以下	10%	
5億ウォン(5,000万円)以下	20%	1千万ウォン (100万円)
10億ウォン(1億円)以下	30%	6千万ウォン (600万円)
30億ウォン(3億円)以下	40%	1億6千万ウォン (1,600万円)
30億ウォン(3億円)超	50%	4億6千万ウォン (4,600万円)

で、算出税額は1年目と変わらず177万円となります。外国税額控除ですが、韓国で納めた税額は200万円ですが、日本の算出税額は177万円しかないので、200万円の全額を控除することはできず、日本の税額である177万円までしか控除できません。日本での納付税額は外国税額控除を適用して0円になります。日本と韓国の納付税額の合計は200万円です。

3年目からも同じ方法で贈与税を計算しますが、6年目からは課税標準が5億ウォンを超えますので、高い税率を適用することになります。表1の6年目の贈与税の計算ですが、6年目の贈与財産価額1億ウォンと1年目から5年目までに贈与した財産価額5億ウォンを合算して6億ウォンに対して韓国贈与税の税率表の10億ウォン以下の税率30%を乗じ累進控除の6000万ウォンを控除して算出税額は1億2000万ウォンとなります。算出税額の1億2000万ウォンから1年目から5年目までに納付した贈与税額合計9000万ウォンを控除して6年目は3000万ウォンを納付することになります。

1年目のように韓国の税額が日本より低い場合には、原則として韓国で納めた贈与税の全額が日本で控除できますが、2年目以降のように日本の税額が低い場合

には、日本の贈与税までの部分しか外国税額控除ができず、超える部分については日本で日本財産を贈与した場合に比べて税負担が増加することになります。

2. 生前贈与加算

韓国の相続税法にも生前贈与加算の制度があり、相続開始前一定期間内に贈与した財産の価額を相続税課税価額に加算します。加算するのは、相続開始前10年以内に被相続人が相続人に贈与した財産価額、相続開始前5年以内に被相続人が相続人でない者に贈与した財産が生前贈与加算の対象となります。

これに対し日本の相続税法では相続開始前3年以内に贈与した財産が相続税課税価額に加算されますが、生前贈与加算の対象は相続（遺贈）により財産を取得した者に限られます。韓国では相続（遺贈）により財産を取得したか否かに関わらず生前贈与加算の対象になり、その点が日本と韓国との違いになります。

なお、韓国では通常の贈与税率が適用される一般贈与とは別に、特例税率の適用がある創業資金または家業承継株式等の贈与の制度があります。これらの特例税率適用の贈与財産については、贈与時期に関係なく相続税課税価額に加算しますが、贈与税の特例税率は在日韓国人のように韓国非居住者の場合は適用を受けることはできません。

韓国では、相続開始前5年以内であれば、相続人以外にした贈与についても相続税の計算において生前贈与加算されることとなります。その結果、贈与を受けていない相続人の税負担が増加する場合があります。表4は、被相続人が相続人以外の者に相続開始日前5年以内に生前贈与をした場合、それぞれの者が納付する贈与税額を計算したものです。

相続人以外の者に対して5年以内に贈与をした場合、受贈者のAさん、Bさん、Cさんは各自が贈与を受けた財産の価額に贈与税率を乗じて計算して贈与税額を納付します。また、贈与財産価額の合計16億ウォンは相続財産価額に加算されます。

もし、生前贈与加算後の相続税課税標準（控除後



図3 日本と韓国の生前贈与加算の違い

の課税価額)が30億ウォンを超える場合、50%の相続税率が適用されることになります。生前贈与加算による相続税の増加額を計算すると、16億ウォン×50%－既納付贈与税額(3億4000万ウォン)＝4億6000万ウォンとなります。このように相続税が4億6000万ウォン増加しますが、この相続税も相続財産に課税するという遺産課税の考え方から贈与を受けた受贈者ではなく結果として相続財産を相続(遺贈)する者が負担をすることになります。このように相続人以外の者に行った生前贈与加算により相続税が増加する場合、相続人は贈与を受けていないにも関わら

ず増加する相続税の負担を結果的に負うこととなります。

今回は、韓国財産の贈与を受けた場合の具体的な日韓両国の贈与税の計算方法と生前贈与の違いについて説明しました。日本と韓国の贈与税の計算方法は異なるので、実際贈与を計画する際には、どの財産をいくら贈与したら、いくら税金が両国に発生するのか、どの財産を贈与した方が良いのかなどに関して、事前に専門家に相談してから進めることをお勧めします。

表4 相続人以外生前贈与をした場合

単位：ウォン

相続人以外への5年以内の贈与		贈与税額計算	贈与税額
Aさん	1億	x10%	1000万
Bさん	5億	x20%－1000万	9000万
Cさん	10億	x30%－6000万	2億4000万
贈与財産合計	16億	贈与税額合計	3億4000万

相続財産に加算

※非居住者に贈与したものととして贈与財産控除を0としています。

■日本経営ウィル税理士法人

日本経営ウィル税理士法人は、日本経営グループのメンバーファームです。1967年大阪府で創業、東京にも支社を置き全国対応可能な税理士法人です。日韓国際相続、法人税務、国際税務、事業承継、相続対策などのサービスをご提供しています。

■親泊伸明(しんぱく・のぶあき)

日本経営ウィル税理士法人顧問。税理士・社会保険労務士。一級建築士。行政書士。昭和31年生まれ。平成14年、税理士法人関西合同事務所(現・日本経営ウィル税理士法人)を設立し代表社員税理士に就任。令和元年12月、同法人顧問に就任。

■「韓国税務」に関する問い合わせ先

日本経営ウィル税理士法人

(<https://ts.nkgr.co.jp/nikkan>)

大阪事務所：〒561-0872 大阪府豊中市寺内2丁目4番1号 緑地駅ビル6階

東京支社：〒140-0002 東京都品川区東品川2-2-20 天王洲オーシャンスクエア22階

窓口：李、金、柳 TEL：050-5330-1313

MAIL：ts-korea@nkgr.co.jp

日本語、韓国語どちらにも対応可能です。

※本稿は筆者が令和4年3月現在の情報に基づき、一般的な内容を簡潔に述べたものである為、その内容の正確性、完全性、最新性、信頼性、有用性、目的適合性を保証するものではありません。実際の判断等は個別事情により取り扱いが異なる場合がありますので、税理士、弁護士などの専門家にご相談の上ご判断下さい。